

裁 決 書

審査請求人の住所及び氏名

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

上記審査請求人代理人の住所及び氏名

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

処分庁

津山市社会福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成24年2月2日付けで提起された、上記処分庁（以下「処分庁」という。）が平成23年12月6日付けで請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

理 由

第1 本件審査請求の趣旨及び理由

請求人の次女（以下「次女」という。）が交通事故を起こした[REDACTED]の時点で、請求人は自動車損害賠償保険の仮渡金制度を利用する等により収入を得て最低生活を営むことが可能であることから、処分庁は同日付けで職権による保護の廃止（以下「職権廃止」という。）を行うべきであったにもかかわらず、請求人が死亡保険金を受領した後に職権廃止を行ったために、国民健康保険に加入していれば医療費の3割の負担で済んでいたものを、10割部分を返還することとなり請求人の自立助長を阻害するものであるから本件処分は違法又は不当であるので、その取消しを求めるものである。

第2 処分庁の弁明

事故発生時点では、最低生活を営めるだけの収入を得ているわけでないため、保険金の受領後に本件処分を行ったことは適当である。

第3 当庁の認定事実

- 1 次女は、[REDACTED]に、自転車で走行中に自動車と交通事故（以下「本件事故」という。）を起こし、同日[REDACTED]に救急搬送され緊急手術を受けたこと。
- 2 次女は、[REDACTED]に死亡したこと。
- 3 次女は、請求人を死亡保険金受取人とする生命保険に加入していたこと。
- 4 請求人は、平成23年12月5日に保険会社から、災害入院給付金[REDACTED]円と手術給付金[REDACTED]円の合計[REDACTED]円から保険料[REDACTED]円を相殺した[REDACTED]円を受領したこと。
- 5 請求人は、平成23年12月5日に保険会社から、特約死亡保険金[REDACTED]円と解約返戻金[REDACTED]円の合計[REDACTED]円を受領したこと。
- 6 請求人は、平成23年12月5日に[REDACTED]を受診し、その費用11,490円が医療扶助として支払われていること。
- 7 請求人の生活保護の決定の際の基準となる世帯（以下「請求人世帯」という。）の平成23年10月の最低生活費及び収入は、次のとおりであること。

ア 最低生活費

生活扶助（第1類 請求人）	29,600円
" (" 次女)	33,020円

” (第2類)	39,420円
住宅扶助	40,000円
計	142,040円

イ 収入

常用収入	■■■■円
(基礎控除)	■■■■円
老齢基礎年金	■■■■円
老齢厚生年金	■■■■円
(特別徴収額)	■■■■円
	■■■■円

以上のことから同月について最低生活費に対して収入が下回っており、請求人世帯が要保護状態であると認められること。

8 請求人世帯の平成23年11月1日から■■■■までの最低生活費は、次のとおりであること。

1 箇月分

7アに記載した最低生活費	142,040円
冬季加算	3,280円
計	145,320円

同月1日から■■■■までの■■分

$$145,320円 \times \frac{■■}{30日} = \text{■■■■円}$$

収入は7イと同様に1箇月分■■■■円であり、同月1日から■■■■までの■■分としては■■■■円であること。

以上のことから同月1日から■■■■までについて最低生活費に対して収入が下回っており、請求人世帯が要保護状態であると認められること。

9 請求人世帯が次女の死亡により請求人のみとなった■■■■から同月30日までの最低生活費は、次のとおりであること。

1 箇月分

第1類	29,600円
第2類	35,610円
冬季加算	2,530円
住宅扶助	40,000円

計 107,740円

から同月30日までの 日分

107,740円× ÷30日= 円

収入は7イと同様に1箇月分 円であり、 から同月30日までの 分としては 円であること。

以上のことから から同月30日までについて最低生活費に対して収入が下回っており、請求人世帯が要保護状態であると認められること。

- 10 請求人世帯の平成23年12月1日から同月4日までの最低生活費は9と同様に1箇月分107,740円であり、同月1日から同月4日までの4日分としては、14,365円であること。

収入は7イと同様に1箇月分 円であり、同月1日から同月4日までの4日分としては 円であること。

以上のことから同月1日から同月4日までについて最低生活費に対して収入が下回っており、請求人世帯が要保護状態であると認められること。

- 11 請求人世帯の平成23年12月5日から同月31日までの最低生活費は、次のとおりであること。

1箇月分

第1類 29,600円

第2類 35,610円

冬季加算 2,530円

住宅扶助 40,000円

計 107,740円

同月5日から同月31日までの27日分

107,740円×27日÷30日=96,966円

期末一時扶助 11,630円

計 108,596円

収入は7イと同様に1箇月分 円であり、同月5日から同月31日までの27日分としては 円であること。

- 12 処分庁が請求人世帯に支弁している から同年12月5日までの保護費は、 円であること。

- 13 処分庁は、平成23年12月6日にケース診断会議を開催し、4及び5の額

(以下「保険金」という。)から法第63条による返還額の見込の額を控除しても残額により最低生活が可能として本件処分を行うことを決定したこと。

14 処分庁は、本件処分について、平成23年12月7日付け、津環社生第49148号により請求人に通知したこと。

第4 当庁の判断

法第26条によると、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

また、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日付け、厚生省発社保第34号。厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第10の12によると、法第26条の規定により保護の廃止を行う場合の取扱いの基準が示されており、保護を廃止すべき場合は当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6箇月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときとされており、保護の廃止は、保護を要しなくなった日から行うことを原則とするとされている。

そして、生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号。厚生事務次官通知)第10によると、保護の要否は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入として認定した額との対比によって決定することとされている。

以上の趣旨に照らして本件処分について検討する。

まず、第3の1の本件事故が発生した日から請求人が保険金を受領した日(以下「保険金受領日」という。)の前日までの間に、処分庁が職権廃止を行わなかったことについて検討する。

保険金のうち、災害入院給付金は入院を開始した日からその日を含めて4日分が控除されるため、次女が入院した日の4日後の[]から支給対象となる。このことから災害入院給付金については同日が、手術給付金については次女が手術を受けた日である[]が、死亡給付金については次女が死亡した日である[]がそれぞれ資力の発生日となる。

いずれの場合も、資力の発生日において、請求人は保険金を受領していないため、保護の要否を決定する際の収入とすることはできない。このことから、第3の7から10までのとおり事故発生日から保険金受領日の前日までの間に保護の要否を決定

する際の収入と認定することができるものは、事故発生日前から請求人が受領していた常用収入、老齢基礎年金及び老齢厚生年金のみであり、これらの収入によれば請求人世帯は要保護状態であると認められる。

以上のことから、処分庁が、事故発生日から保険金受領日の前日までの間に職権廃止を行わなかったことについて違法又は不当な点は認められない。

次に、保険金受領日に職権廃止を行うのが適当かどうか検討する。

法第63条によると、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。請求人は、第3の4及び5のとおり平成23年12月5日に保険金を受領している。保険金の一部はその内容により次女が入院した日等を資力の発生日として、処分庁が支弁した保護費の範囲内で処分庁に返還することとなる。返還額の決定はされていないが、第3の12のとおり処分庁が[REDACTED]から同年12月5日までの間に請求人に支弁した保護費は[REDACTED]円であり、この範囲内で当該返還額が決定されることになり、保険金の額から返還額の見込の額の最大の額を差し引いた額[REDACTED]円が保険金に係る請求人の収入の見込の額の最小の額であると認められる。これを6箇月で分割した[REDACTED]円が当該額の1箇月分の額（以下「1箇月分保険金収入」という。）となる。

第3の11から、請求人世帯の平成23年12月5日から同月31日までの収入は[REDACTED]円であり、1箇月分保険金収入を同月5日から同月31日までの27日分に割り戻した額[REDACTED]円を加えた請求人世帯の同月5日から同月31日までの収入の見込の額の最小の額は[REDACTED]円となる。当該額と第3の11の最低生活費108,596円とを対比すると当該額が上回っていることから、請求人世帯が同月5日から要保護状態でないと認められる。

このことから、職権廃止は平成23年12月5日に行うことが適当であると認められる。

一般的に、本件処分のように、不利益処分の日を遡及するよう変更することは、請求人の利益にならないと考えられる。しかしながら、第1で請求人が主張しているとおり、保護の受給中は医療費の全額を医療扶助で支出するが、法第63条による返還が発生すれば、結果として請求人が返還の事由が発生した時点に遡って、全

額を負担する形となり、返還の事由が発生した時点から保護を廃止し、医療保険を適用していた場合と比して、廃止の日が遅くなればなるほど請求人の負担が増えることとなる。本件の場合、第3の6のとおり請求人が歯科を受診していることから、職権廃止の日を平成23年12月5日とすることにより返還額が減り、このことは請求人の利益となるから、本件処分における職権廃止の日は平成23年12月5日とすることが適当であると認められる。

次に、請求人が主張する、事故発生日まで遡って保護の廃止を行うことが可能であるか検討する。

まず、自動車賠償責任保険の仮渡金制度であるが、この制度を利用するとしても、請求のために交通事故証明書や医師の診断書等の添付が必要であり、これら必要書類が整うまでに相当な日数を要すると見込まれ、実際に受領するまでの間は、保護の要否を決定する際の収入とみることはできず、少なくとも事故発生日に遡っての職権廃止は不可能であり、また、請求人が仮渡金の請求をした事実は確認することができない。

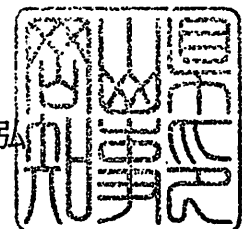
また、課長通知第10の12-3によると、保護受給中の者から「保護を辞退する」旨の書面（以下「辞退届」という。）が提出された場合の取扱いについて、被保護者から提出された「辞退届」が有効なものであり、かつ、保護を廃止することで直ちに急迫した状況に陥ると認められない場合には、当該保護を廃止して差し支えないとされている。しかしながら、請求人からは、事故発生日から保険金受領日の前日までの間に辞退届が提出された事実はない。

なお、請求人が主張する説明の有無等その他の事項については、個別に検討するまでもなく職権廃止を事故発生日に遡って行わせる根拠となるものではない。

以上のことから、職権廃止の日を平成23年12月6日とした本件処分は不相当であり、本件審査請求は理由があることから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成24年6月5日

岡山県知事 石井正弘



(教示)

この裁決に不服があるときは、次のことを行うことができる。

- (1) この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求を行うこと（ただし、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、再審査請求をすることができない。）。
- (2) この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、津山市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となる。）本件処分取消しの訴えを提起すること（ただし、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができない。）。
- (3) この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、岡山県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となる。）この裁決取消しの訴えを提起すること（ただし、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができない。）。
- (4) (1)から(3)までのいずれについても行うこと。